



2025年2月14日

各 位

会 社 名 フルサト・マルカホールディングス株式会社
 代表者名 代表取締役社長 古里 龍平
 (コード：7128 東証プライム)
 問合せ先 執行役員 管理本部 本部長 藤井 武嗣
 (TEL. 06-6946-1600)

役員の異動及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年3月28日開催予定の第4回定時株主総会において役員の異動及び定款の一部変更について、付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社は、2024年12月16日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」において「監査等委員会設置会社」への移行を公表しております。

記

1. 役員の異動について

今般の監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事につきまして、下記のとおり内定いたしました。なお、本件につきましては、第4回定時株主総会において正式に決定される予定です。

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者

氏 名	新役職名	現役職名
飯田 邦彦	代表取締役会長	同左
古里 龍平	代表取締役社長	同左
山下 勝弘	取締役専務執行役員	同左
中務 裕之	社外取締役	同左
武智 順子	社外取締役	同左
高橋 尚男	社外取締役	同左

(2) 監査等委員である取締役の候補者

氏 名	新役職名	現役職名
大西 聡	取締役 監査等委員	常勤監査役
疋田 鏡子	社外取締役 監査等委員	社外監査役
佐々木 康夫	社外取締役 監査等委員	社外監査役

(3) 補欠の監査等委員である取締役の候補者

氏名	新役職名
嶋林 直人	補欠取締役 監査等委員
大川 治	補欠社外取締役 監査等委員

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

- ① 当社は、2024年12月16日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員会の構成員である監査等委員を取締役会における議決権を有する構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化するとともに、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させ、さらなる企業価値向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。これに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除、取締役の員数に関する規定の変更等を行うものです。
- ② 迅速な意思決定と機動的な業務執行が行えるよう、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定を新設するものです（変更案第25条）。
- ③ その他、条文の加除、修正及び条数の整備等所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款一部変更のための株主総会開催日 2025年3月28日（予定）

定款一部変更の効力発生日 2025年3月28日（予定）

（注）上記の内容につきましては、2025年3月28日に開催予定の第4回定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第一章 総 則	第一章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
第4条 (機 関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 (機 関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削 除)
(4) <u>会計監査人</u>	(3) <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第二章 株 式	第二章 株 式
第6条～第12条 (条文省略)	第6条～第12条 (現行どおり)
第三章 株主総会	第三章 株主総会
第13条～第18条 (条文省略)	第13条～第18条 (現行どおり)
第四章 取締役および取締役会	第四章 取締役および取締役会
第19条 (員 数) 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。	第19条 (員 数) <u>1. 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、 <u>8</u> 名以内とする。
(新 設)	<u>2. 当社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。</u>
第20条 (選任方法) 1. 取締役は、株主総会において選任する。	第20条 (選任方法) 1. 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別し、株主総会に</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>第 21 条 (任 期)</p> <p>1. 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 22 条 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>1. 取締役会は、その決議によって取締役の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役の中から、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各 1 名、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。</u></p>	<p>において選任する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第 21 条 (任 期)</p> <p>1. 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第 22 条 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>1. 取締役会は、その決議によって取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各 1 名、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 23 条 (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、先順位の代表取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u>代表取締役に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>第 23 条 (取締役会の招集権者および議長)</p> <p>1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>前項の取締役に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>第 24 条 (取締役会の招集通知)</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第 24 条 (取締役会の招集通知)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 25 条 (重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第 25 条～第 27 条 (条文省略)</p> <p>第 28 条 (報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第五章 監査役および監査役会</p>	<p>第 26 条～第 28 条 (現行どおり)</p> <p>第 29 条 (報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第 29 条 (員 数)</u> <u>当会社の監査役は、4 名以内とする。</u></p>	(削 除)
<p><u>第 30 条 (監査役の選任方法)</u> <u>1. 監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> <u>3. 当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> <u>4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>第 31 条 (監査役の任期)</u> <u>1. 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</u></p>	(削 除)
<p><u>第 32 条 (常勤の監査役)</u> <u>常勤の監査役は、監査役会の決議をもって</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>選定する。</u></p> <p><u>第 33 条 (監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>1. 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>第 34 条 (監査役会規則)</u></p> <p><u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p><u>第 35 条 (報酬等)</u></p> <p><u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>第 36 条 (監査役の責任免除)</u></p> <p><u>1. 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第五章 <u>監査等委員会</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>第 30 条 (常勤の監査等委員)</u> <u>監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から、常勤の監査等委員若干名を選定することができる。</u>
(新 設)	<u>第 31 条 (監査等委員会の招集通知)</u> <u>1. 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新 設)	<u>第 32 条 (監査等委員会規則)</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u>
第六章 会計監査人	第六章 会計監査人
第 37 条～第 38 条 (条文省略)	第 33 条～第 34 条 (現行どおり)
第 39 条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。	第 35 条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。
第七章 計 算	第七章 計 算
第 40 条～第 43 条 (条文省略)	第 36 条～第 39 条 (現行どおり)
(新 設)	<u>附 則</u> <u>第 1 条 (監査役の責任免除に関する経過措置)</u>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 4 回定時株主総会終結前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>